

空家等活用改修等補助事業 申請手順

●補助対象要件

市の空き家バンクに登録された空き家が対象です。

対象者	対象工事	補助額等
本市への移住者 (転入から1年未満)	購入した空き家等のリフォーム、建替えの為の解体に係る工事	一般世帯 最大 50万円(工事費の1/3) 子育て世帯 最大 80万円(工事費の1/2)
マイホームを探してい	購入した空き家のリフォームに係る工	最大 50万円(工事費の1/3)

※必ず、工事着手前に、申請をしてください。(事前に建築住宅課に相談してください。)

1. 交付申請

《必要な書類》

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・収支予算書(様式第3号)
- ・位置図
- ・事業対象建築物の配置図及び各階平面図
- ・申請者及び世帯全員の住民票の写し
- ・当該住宅に係る売買契約書の写し
- ・当該住宅に係る登記事項証明書
- ・現況写真(改修工事等の前の状況が分かるもの)
- ・補助事業経費の根拠となる見積書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

審査・決定

内容を審査し、交付が決定した場合、「交付決定通知書(様式第4号)」で通知します。

2. 工事施工

〈事業の内容に変更がある場合〉

変更申請

※必ず、変更前に、申請をしてください。(事前に建築住宅課に相談してください。)

《必要な書類》

- ・変更申請書(様式第6号)
- ・変更事業計画書(様式第2号)
- ・変更収支予算書(様式第3号)
- ・その他市長が必要と認める書類

再調査・決定

3. 完了報告

事業完了の日から1月以内又は、交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い方が期限です。

《必要な書類》

- ・完了報告書(様式第8号)
- ・事業実績書
- ・収支決算書
- ・工事請負契約書の写し
- ・補助事業に係る領収書の写し
- ・現況写真(改修工事等の後の状況が分かるもの)
- ・その他市長が必要と認める書類

審査・補助額の確定

内容を審査し、交付する補助額を確定し、「確定通知書(様式第9号)」により通知します。

4. 補助金の請求

確定通知書を受領してから10日以内が期限です。

《必要な書類》

- ・補助金請求書(様式第10号)

補助金の交付

【お問い合わせ先】

御殿場市役所 都市建設部建築住宅課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

TEL: 0550-82-4224 FAX: 0550-70-1030

mail: kenchiku@city.gotemba.lg.jp

- ・空き家活用等支援事業費補助金交付要綱をあわせてご覧ください。
- ・申請書類等は、御殿場市ホームページからダウンロードできます。